

広島県漁業調整規則第11条の
規定に基づく制限措置
及び申請期間等

【令和4年2月分】

- ・ごち網漁業

ごち網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網	備後地区 (別記1のとおり)	4月1日から翌年3月31日まで	48キロワット(15馬力)以下	5トン未満	15	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から令和4年3月14日まで

3 条件

- ア 別記2の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 別記3の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。
- ウ 愛媛県への当該入漁許可を受けている者にあつては、網目は3.5寸(10.6センチメートル)以上のものでなければならない。

別記1 (操業区域・備後地区)

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端(和霊石の鼻の南の鼻突端)から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高(211メートル)を見通す線上350メートルの所

カ 三原市佐木島南西端(和霊石の鼻の南の鼻突端)から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角(沖田川河口右岸角)を見通す線上その中央点

ク 三原市下鷺島南端

ケ 三原市下鷺島北端

コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高(243メートル)を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点

- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

別記2（禁止区域）

次のア・イを結んだ直線，ウ・エを結んだ直線，エ・オを尾道市瀬戸田町高根島及び同町生口島の西回りに距岸500メートルで結んだ線，オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- イ 三原市鷺浦町須ノ上港南側防波堤南側付け根
- ウ 三原市鷺浦町和霊石の鼻
- エ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻からウを見通す線と距岸500メートルの線との交点
- オ カから愛媛県岩城島新城鼻を見通す線と距岸500メートルの線との交点
- カ 尾道市瀬戸田町と同市因島原町との最大高潮時海岸線における境界

別記3（禁止期間及び禁止区域）

禁止期間	禁止区域
11月1日から翌年3月31日まで	<p>次のア・イを結んだ直線以東，ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ4直線以西，ク・ケを結んだ直線以南の海域で，最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界 イ 愛媛県岩城島新城鼻 ウ 愛媛県弓削島京の小島 エ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県百貫島灯台を見通す線上100メートルの点 オ 尾道市因島三庄町白滝鼻から愛媛県百貫島灯台を見通す線上100メートルの点 カ キから福山市内海町当木島南端を見通す線上100メートルの点 キ 尾道市因島坊地島鼻 ク 尾道市因島田熊町と同市因島西浦町との最大高潮時海岸線における境界 ケ 尾道市因島洲江町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界
7月1日から翌年3月31日まで	<p>次のア・イを結んだ直線，ウ・エを結んだ直線，オ・カを結んだ直線，カ・キを距岸300メートルで結んだ線，キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 イ 尾道市向東町大磯鼻東端 ウ 尾道市向島町布刈鼻 エ 尾道市向島町岩子島鶏小島の鼻 オ 三原市筆影山（犬吠山）から尾道市向島町岩子島西岩岳三角点を見通す線と岩子島の最大高潮時海岸線との交点

- | | |
|--|---|
| | <p>カ 三原市筆影山（犬吠山）からオを見通す線と同市貝野町における距岸300メートルの線との交点</p> <p>キ クから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点</p> <p>ク 三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの点</p> |
|--|---|